

自検協 2014-239
平成 26 年 7 月 9 日

自動車検査登録情報提供サービス利用者 各位

一般財団法人自動車検査登録情報協会

自動車検査登録情報の適正な利用について

平素より自動車検査登録情報提供サービスをご利用頂きまして誠にありがとうございます。

自動車検査登録情報提供サービスのご利用にあたりましては、「自動車検査登録情報提供サービス利用規約」に則り、適正にご利用頂いているところではございますが、今般、国土交通省より「自動車登録情報の電子的提供に関する取扱い方針（平成19年11月16日付国自情第44号）」に規定されております「複製又は再送信の禁止」について、改めて徹底を図る旨の指導を受けたことから、下記のとおり周知させていただきます。

また、国土交通省からの指導を踏まえ、サービス利用規約を改正する予定となっておりますので、後日ご案内申し上げます。

利用者の皆様におかれましては、本通達の趣旨をご理解の上、引き続き自動車検査登録情報の適正利用にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

自動車登録情報の電子的提供に関する取扱い方針（抜粋）

4. 登録情報の取り扱いに関する委託者の責務

(1) 複製又は再送信の禁止

車両法第22条第3項に基づいて登録情報を国土交通大臣から取得した者（以下「一次利用者」という。）から、一次利用者以外の者（以下「二次利用者」という。）への取得データの移転にあたっては、一次利用者が取得した登録情報と同一性のある形での移転は、いわゆる複製として認められない。

具体的には、一次利用者において取得した登録情報に編集又は加工等を行う必要があり、独自のコード、データ等の付加等が必要である。

したがって、取得した登録情報の項目の一部削除、並べ替え、データフォーマットの変換等を行ったにすぎないものは認めないものとする。